

<https://www.youtube.com/watch?v=J3HYT1NRa5s>

●藤末健三議員

是非、私、麻生大臣には大きく期待させていただいてまして、実は、ちょっと、二〇一九年ぐらいのデータになりますけれど、アメリカにおける全産業における金融業の利益がどれだけの割合かといいますと、大体三〇%ございます。ロンドンのデータを見ると約三割という状況でございまして、ちょっと残念ながら日本のデータは取れなかったんですが、約その企業の収益の中で三割近くが金融が上げているという状況でございます。私自身は、日本もこれなれると思っております、本当に、アジアのハブとしての、金融のハブとしての日本ができれば、当然のことながら資金も集まりますでしょうし、同時に情報も集まり人も集まるということでございますので、是非、金融庁の、この金融を育てる、行政の大きな柱として是非進めていただければと思っております。

そういう中で、ちょっと小さな話になりますけれど、この金融庁が作られた資料の中に、上の方の一番下に、STO、セキュリティー・トークン・オファリングの発行等の民間取組の環境整備というのがございまして、これ、金融庁が中心となって暗号資産の法整備を進めていただきました。やはり海外の人たちに聞いても、日本の法整備が一番進んでいるということを言われていまして、やはり、日本にこの暗号資産、特に今、かつて仮想通貨と言われたビットコインなんかの動きでございまして、活用したいという声も聞こえております。

ただ、一点ございまして、やはり、今我が国において、このトークン、暗号資産につきましては、取引のための単位となっておりまして、投資の対象になっていないというのがございまして。

アメリカを見ますと、ちょうど、十一月でございまして、ビットコインとか暗号資産を年金の、企業年金の対象にするという商品が実はもう先月生まれておりまして、是非、我が国もこういうビットコインなんかの使い方として、交換手段ということのみならず、流通させて、かつ資産的に運用するような制度もつくるべきではないかと思うんですが、金融庁の御意見いただきたいと思っております。

●政府参考人（中島淳一）

お答えいたします。

暗号資産に用いられているブロックチェーン技術については肯定的な評価が多い一方、暗号資産については様々な意見があり、その評価はいまだ定まっていないと考えられるところでございまして、こうした中、金融庁では、これまで利用者保護とイノベーションとのバランスを踏まえつつ、暗号資産に係る所要の制度整備を行ってきたところであります。また、一般論として、海外の金融事業者が日本に拠点を置き、利用者保護等の観点に照らし適正なサービスを提供することは望ましいことであり、議員御指摘の暗号資産の決済手段としての利用を含め、海外の事業者から相談があった場合には適切に対応してまいりたいと考えております。

一方で、投資信託については、法律上、主として有価証券など投資を容易にすることが必要な資産での運用を目的とするものとされておりますが、暗号資産は、株式等と異なり一

般に裏付けとなる資産がなく、価格が大きく変動するリスクを抱えていることを踏まえると、投資家が国内か海外の者であるかを問わず、日本の投資信託制度の下で暗号資産に対する投資を一層容易とするということについては慎重な検討が必要と考えております。

●藤末健三議員

国内の投資家保護というのはよく分かりますけれど、一つ提案ございますのは、顧客が海外に限って行うこともあり得ると思います。実際に、ビットコインであり、テザーという暗号資産については、外国の取引、非常に多うございますので、我が国に拠点があったとしても外国の顧客に対しては例えば投資的なサービスができるようなことをすることも一案ではないかと思っておりますので、これだけで、これ提案だけで終わらせていただきます。